### 総社市健康インセンティブ事業 2024

「"歩得"・"リン得"健康商品券(歩いて獲得・サイクリングで獲得健康商品券)」 参加規約

#### 第1条(目的)

- 1. 本規約は、多数の住民や総社市内の事業所が健康づくりに興味を持ち、参加・継続して、より健康寿命の延伸が得られることを目的に総社市が「"歩得"・"リン得"健康商品券」(以下「本事業」という。)を実施するために必要な事項を定めたものです。
- 2. 本規約に定めのない事項については、法令又は一般の慣習に従うものとします。

#### 第2条(用語の定義)

本規約における用語の定義は、次の各号に定めるところによります。

- (1)「申込者」とは、本規約に同意し、「"歩得"・"リン得"健康商品券」参加申込書(以下、参加申込書という。)を総社市に提出した者、又は専用ウェブサイトで申込みをした者をいいます。
- (2)「参加者」とは、申込者のうち、総社市に本事業への参加が承諾された者をいいます。
- (3)「歩数計」とは、総社市が本事業で貸与する指定の歩数計をいいます。
- (4)「歩数測定用スマートフォンアプリ」とは、総社市が"歩得" 健康商品券事業で使用する指定のスマートフォンア プリをいいます。
- (5)「自転車走行距離測定用スマートフォンアプリ」とは、参加者が"リン得" 健康商品券事業で使用するスマートフォンアプリをいいます。
- (6)「サイクルコンピューター」とは、総社市が本事業で貸与する指定の計測機器、又は参加者が個人で保有する累計距離を計測できる機器をいいます。
- (7)「参加したよポイント対象事業」とは、総社市が関係機関と連携して実施する、運動に関する教室、食事に関する教室等のことをいいます。
- (8)「マイページ」とは、第8条に定める実施内容、及び第9条の定めにより付与されるポイントの内容等を確認できるウェブサービスのことをいいます。

## 第3条(参加申込み)

- 1. 本事業への参加を希望する者は、「"歩得"健康商品券」もしくは「"リン得"健康商品券」のどちらか一方に参加、または両方に参加を選択します。
- 2. 本事業への参加を希望する者は、本規約の内容を承諾した上で参加申込書、又はウェブサイトにより参加の申込みを行うものとします。
- 3. 申込者が参加申込書を提出後,総社市が参加申込書を受理した時点で,当該申込者は本規約に同意したものとみなします。

### 第4条 (参加者の決定)

- 1. 総社市は、第3条第1項の参加申込書に記載された申込情報を確認し、必要な審査・手続き等を経た後に承諾し、参加者に対しては参加資料(納付書等)を送付します。なお、申込者数が予算を超える場合は、抽選で参加者を決定する場合があります。
- 2. 参加者の決定は、令和6年度当初予算成立日と総社市が第6条本文に定める参加に係る費用を受領した日のいずれか遅い日をもって決定とします。なお、参加者と総社市の間に本事業への参加に関する契約は当該年度の事業開始日に成立するものとします。
- 3. 総社市は、申込者が次のいずれかの場合に該当すると判断したときは、その申込みを承諾しないこと、又は承諾を取り消すことがあります。
  - (1) 同一の参加者・申込者が複数の申込みを行った場合
  - (2) 申込者が実在しない場合又は本人確認ができない場合
  - (3) 虚偽の申込み等により、第5条に定める条件を満たさないことが判明した場合
  - (4) 転出, 死亡等により, 住民ではなくなった又は総社市内の事業所で勤務しなくなった場合
  - (5) その他総社市が承諾できない事由があると判断した場合
- 4. 総社市は、申込みを承諾しない場合又は承諾を取り消す場合には、その旨を連絡するものとします。

# 第5条(参加条件)

本事業への参加条件は、次の各号すべてに該当することとします。

- (1) 申込時点から令和7年3月31日まで、総社市に住民登録している者または総社市内の事業所で就労している者※事業所へ就労状況を確認させていただく場合があります。
- (2) 自転車損害賠償責任保険に加入していること。("リン得"健康商品券に参加する場合のみ)
- (3) 申込時点で20歳以上の者(平成16年3月31日以前に生まれた者)
- (4) 令和7年3月31日まで継続して参加できる者
- (5) 自己責任で本事業に参加できる者
- (6) 暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力に属している者のいずれにも該当しない者
- (7) 本規約に同意いただいた者
- (8) 本事業に関連するアンケート調査等にご協力いただける者

### 第6条(参加者の負担)

参加に係る費用は1人1,000円とします。また、次に掲げる費用については、別途参加者の負担とします。

- 1. 「"歩得" 健康商品券」に参加する場合
  - (1) 歩数計の故障,又は紛失に伴う再貸出等にかかる費用
  - (2) 歩数計の電池等の消耗品にかかる費用
  - (3) 事業参加に関する通話・通信・郵送にかかる費用
  - (4) 参加したよポイント対象事業への参加にかかる費用
  - (5) その他総社市が別途指定する費用
- 2.「"リン得"健康商品券」に参加する場合
- (1) サイクルコンピューター、スマートフォンアプリの電池等の消耗品にかかる費用
- (2) 事業参加に関する通話・通信・郵送にかかる費用
- (3) ポイント対象事業への参加にかかる費用
- (4) その他総社市が別途指定する費用

#### 第7条(歩数計,歩数測定用スマートフォンアプリ及び貸出用サイクルコンピューターの管理)

- 1. 参加者は歩数計・歩数測定用スマートフォンアプリ及び貸出用サイクルコンピューターを適切な管理をもって取り扱うものとします。
- 2. 総社市が貸与した歩数計及びサイクルコンピューターの再配布は原則として行いません。
- 3. 申込み時に選択した使用機器(歩数計,歩数測定用スマートフォンアプリ及び貸出用サイクルコンピューター)の途中変更を希望する場合は、総社市に事前に申し出ることとします。
- 4. 総社市が貸与した歩数計及びサイクルコンピューターは事業終了後、返却するものとします。

#### 第8条(取組内容)

本事業の取組内容は、次に掲げる項目とします。

- 1. 「"歩得" 健康商品券」に参加する場合
  - (1) 歩数計又は歩数測定用スマートフォンアプリによるデータの計測及びアップロード
  - (2) 指定の体重・体脂肪計による計測及びアップロード
  - (3) 健診 (検診) の受診
  - (4) 参加したよポイント等対象事業への参加
- 2. 「"リン得"健康商品券」に参加する場合
  - (1) サイクルコンピューター,又は自転車走行距離測定用スマートフォンアプリによる走行距離データの計測及び記録送信(取組に関する報告は,ウェブサイト,メール,窓口のいずれかにより行う)
  - (2) 指定の体重・体脂肪計による計測及びアップロード
  - (3) 健診 (検診) の受診
  - (4) 参加したよポイント等対象事業への参加
- 3. 第1項及び第2項の実施方法は、別途定める"歩得"・"リン得"健康商品券 参加手引(以下「参加手引」といいます。) に基づくものとします。

## 第9条 (ポイントの付与)

本事業におけるポイントは、次の各号に定める場合に付与するものとし、ポイント換算等の詳細は別途定める参加手引に 基づくものとします。

- 1. 「"歩得" 健康商品券」に参加する場合
  - (1) 歩いたよポイント
    - 歩数計又は歩数測定用スマートフォンアプリを用いて歩数を計測,送信した場合
  - (2) 健診(検診)受けたよポイント
    - ・ 健診(検診)を受診した場合
  - (3) 測ったよポイント
    - ・ 指定の体重・体脂肪計で測定した場合
  - (4) 改善したよポイント
    - 4月からの参加者に限る。
    - ・ 4月の平均歩数 5,000 歩未満者(月のデータ送信日数が 15日以上)が年間平均歩数 +2,000 歩達成した場合,または 4月の BM I 25 kg/m 以上の参加者が翌年 3月に 1 kg/m 以上減少した場合
  - (5) 参加したよポイント
    - ・ 参加したよポイント対象事業に参加した場合
  - (6) 継続ポイント
    - ・ 前年度から継続して参加した場合
  - (7) 紹介したよポイント
    - ・ "歩得" 健康商品券または"リン得"健康商品券に参加している者から紹介されて参加した場合
  - (8) ようこそ総社ポイント
    - ・ 令和6年1月1日以降に転入してきた人が参加した場合

- (9) 集めたよポイント
  - ・ 指定した場所に設置されたスタンプを集め、報告があった場合
- 2. 「"リン得" 健康商品券」に参加する場合
  - (1) 乗ったよポイント
    - サイクルコンピューター又は自転車走行距離測定用スマートフォンアプリを用いて自転車の走行距離を計測,送信した場合
  - (2) 上記「1. 「"歩得" 健康商品券」に参加する場合」の(2)~(9)と同様

### 第10条 (ポイントの交換)

獲得したポイントの交換等については、別途定める参加手引に基づくものとします。

獲得ポイント集計後に、商品券配付日程を送付しますので、指定場所にて商品券をお受け取りください。商品券使用可能期間は令和7年5月中旬の配付後から令和8年3月31日までとします。

## 第11条 (ポイントの取消し)

不正な手段によりポイントを獲得したと認められる場合には、該当するポイントを取り消すことがあります。

#### 第12条(申込み内容の変更の届出)

- 1. 参加者が総社市に通知した住所,電話番号等,第3条の申込情報に変更が生じた場合,参加者は速やかに変更内容を総 社市に届け出るものとします。
- 2. 総社市は、参加者から前項の変更に関する届出がなされない場合、参加者が獲得したポイント又は参加者のポイント交換を無効とすることがあります。
- 3. 参加者が、第1項の変更の届出を行わなかったために、総社市からの通知又は送付書類等が延着又は不着となった場合でも、当該通知又は送付書類等は、通常到着すべき時に参加者に到達したものとみなします。

## 第13条(契約の解除について)

- 1. 参加者は、本事業の実施期間中に本事業の参加に関する契約の解除を行うことができます。
- 2. 本事業への参加に関する契約の解除は別途定める参加手引に従って行っていただきます。
- 3. 本事業への参加に関する契約を解除すると、ポイントも利用中止となります。
- 4. 本事業への参加に関する契約が解除となっても、参加費1,000円は返金しないものとします。

#### 第14条(事業の中断・終了)

- 1. 本事業の募集は、令和6年度予算成立後、速やかに事業を開始できるようにするため、予算成立前に募集の手続きを行うものです。実際の事業の実施は、令和6年度予算の成立が前提であり、今後内容等が変更又は中止になることもあります。
- 2. 総社市は、利用期間内であっても、本事業のサービスの中断、又はサービスの全部又は一部の提供を終了することがあります。
- 3. 前項に基づき本事業を中断・終了する場合、総社市は参加者に対して、その旨を事前に電子メール又は総社市のホームページ等によって通知することとします。

# 第15条(禁止事項)

参加者は、次に定める行為を行ってはいけません。

- (1) 参加者が自身の歩数等を計測する目的以外で歩数計を使用する行為及び参加者が自身の自転車走行距離を計測する目的以外でサイクルコンピューター、スマートフォンアプリを使用する行為
- (2) 歩数計及び貸出用サイクルコンピューターの貸与,譲渡,販売,質入れ,その他の担保利用
- (3) 本事業に関する情報を改ざん又は消去する行為
- (4) その他第三者に不当な不利益を与える行為

# 第16条(損害賠償等)

- 1. 参加者は、本事業への参加に関連して、自己の責に帰すべき事由により総社市に損害を与えた場合は、その損害を賠償していただきます。
- 2. 取り組み期間中は各自十分な健康管理を行い、けが、事故等は自己の責任として対応することとします。
- 3. 参加者は、本事業への参加に関連して、総社市以外の第三者との間で紛争が生じた場合は、自己の責任と費用においてその紛争を解決することとします。

# 第17条(免責事項)

- 1. 本事業は、参加者の健康増進・生活習慣改善を支援するものであり、参加者の健康状態が増進・改善されることについて、保証するものではありません。
- 2. 総社市は、本事業の中止により、参加者又は参加者に関わる第三者が損害を被った場合は、責任を負いません。
- 3. 総社市は、総社市の責によらない事由により、本事業のサービスの全部又は一部の提供が不可能又は困難となった場合は、責任を負いません。
- 4. 総社市は、総社市の責によらない事由により、参加者の個人情報等が漏洩した場合は、責任を負いません。

- 5. 総社市は、参加者の故意又は過失に起因して第三者により使用された、又は破棄されたポイントに関して、参加者等に生じた損害について責任を負いません。
- 6. 総社市は、ポイント対象事業の利用において、総社市の責によらない事由により参加者が被った損害は、責任を負いません。

#### 第18条 (個人情報の取扱い)

- 1. 本事業に伴うサービスの実施等に際して、総社市が参加者から取得した個人に関する情報(以下「参加者情報」といいます。)の取扱いを、本規約で定めるほか、個人情報保護法・総社市個人情報の保護に関する法律施行条例によるものとします。
- 2. 本事業の実施に際し、総社市は次に定める参加者情報を取り扱うこととします。
  - (1) 第3条に定める参加申込書,又はウェブサイトにご記入いただいた項目
  - (2) 第8条に定める事項の実施に伴い取得する項目
  - (3) マイページの利用ログ
- 3. 総社市が取り扱うこととなる参加者情報は、次の各号に定める目的の達成に必要となる範囲内で利用し、あらかじめ参加者本人の同意がある場合又は法令に基づく場合を除き、お預かりした参加者情報を利用目的以外に利用することはありません。
  - (1) 本事業の適切かつ合理的な運用のための利用
  - (2) 本事業の効果分析・評価のための利用
- 4. 総社市は、参加者情報を総社市が保有する医療費・介護保険等に関連した情報と照合したのち、特定の個人を識別することができない状態に加工し、かつ、特定の個人を識別することができる他の情報と容易に照合することができないようにしたうえで、前項第2号に定める効果分析のために利用することがあります。
- 5. 参加者情報の外部提供については次に定めるとおりとします。
  - (1) 総社市は、本事業を行うにあたり、参加者情報の管理、活動量管理の仕組み、ポイント付与の仕組みを、㈱タニタヘルスリンクに委託します。そのため、本条第3項で定める個人情報を㈱タニタヘルスリンクに提供することとします。なお、総社市は、参加者情報の取扱いにおいては、安全管理が図られるよう、㈱タニタヘルスリンクに対し必要かつ適切な管理・監督を行うものとします。
  - (2) その他、参加者に対するポイントの交換に係る業務、アンケート調査の郵送・回収に係る業務、本事業の効果分析・評価等、本条第3項に定めた目的を達成するために必要最低限の範囲内で、参加者情報の取扱いを交換商品提供等の外部事業者に委託することがあります。なお、総社市が参加者情報の取扱いを外部に委託する場合は、安全管理が図られるよう、委託先に対し必要かつ適切な管理・監督を行うものとします。
  - (3) 総社市は、本条第3項に定めた利用目的の範囲内で、参加者情報を、特定の個人を識別することができない状態に加工し、かつ、特定の個人を識別することができる他の情報と容易に照合することができないようにすることにより、個人情報にはあたらないデータとして外部に提供することがあります。
  - (4) 総社市は、参加者情報を統計処理した上で、その統計情報を本条第3項に定めた利用目的の範囲内で、外部に公表又は提供することがあります。
  - (5) 上記の内容は、個人情報保護法・総社市個人情報の保護に関する法律施行条例及び関連法規・ガイドライン等の変更又は策定に合わせて変更されることがあります。
- 6. 参加者情報の安全管理措置については次に定めるとおりとします。
  - (1) お預かりした参加者情報については、漏えい、滅失又は毀損の防止と是正、その他参加者情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じます。
  - (2) 総社市は、次に定めるとおり、参加者情報を適切に保護し、取り扱います。
    - (ア) 参加者情報を取り扱う組織ごとに個人情報保護の責任者を置き,適切な管理に取り組みます。
    - (イ) 利用目的や問い合わせ窓口をお知らせした上で、適切な範囲内で参加者情報を取得します。
    - (ウ) 第3項に定めた利用目的の範囲内で参加者情報を利用します。
    - (エ) あらかじめ同意いただいている場合又は法令で認められている場合を除き,本条第3項に定めた利用目的の範囲を越えて参加者情報を総社市以外の第三者に提供又は開示しません。
    - (オ)参加者本人より参加者情報の照会・開示などについて、別途定める参加手引に記載する問い合わせ窓口にご連絡いただいた場合は、適切に対応します。
    - (カ) 参加者情報への不正アクセス,参加者情報の紛失,破壊,改ざん及び漏洩などを防止するために,参加者情報を安全に管理し,セキュリティの確保・向上・是正に努めます。
    - (キ) 関連する法令、その他の規範を順守するとともに、環境の変化に合わせた適切な個人情報保護の取り組み及び継続的な改善・向上に努めます。

#### 第19条 (規約の変更)

- 1. 参加者は、本規約の変更については、電子メール又は総社市のホームページ等によって事前に変更内容を通知した後は、変更の事実及びその内容を承認したものとみなします。
- 2. 参加者情報の利用目的,又は利用範囲の変更を行う旨の参加規約の変更を行う場合は,個人情報保護法・総社市の個人情報保護条例及び関連法規・ガイドラインに基づき,総社市より参加者に事前に通知し,同意を得た場合に限り行います。